官報公告

公　告

東京国際空港の施設変更及び指定した延長進入表面の変更に関する公聴会

航空法第55条の２第３項及び第56条の２第２項において準用する同法第39条第２項の規定により公聴会を開催するので、航空法施行規則第81条第１項の規定により公示する。

平成22年８月10日

国土交通大臣　前原　誠司

1　事案の内容　平成22年国土交通省告示第877号に係る東京国際空港の施設変更及び指定した延長進入表面の変更について

2　日時　平成22年８月25日13時30分

3　場所　東京都大田区南蒲田１―20―20　大田区産業プラザ　コンベンションホール

4　主宰者　国土交通省航空局空港部長（同部長が出席できないときは空港部首都圏空港課職員のうち係長以上の職にある者）

5　公述の申出　公述しようとする利害関係人は、下記事項に留意の上、公述申込書及び公述書各２部を平成22年８月16日17時までに必着するよう、郵便番号100―8918東京都千代田区霞が関２丁目１番３号国土交通省航空局空港部首都圏空港課に提出しなければならない。

6　傍聴　傍聴人の人数は500人以内とし、受付順に選定する。なお、受付は公聴会当日午後13時から大田区産業プラザで行い、傍聴券を交付する。

記

・　公述できる利害関係人の範囲
　航空法施行規則第80条に規定する者

・　公述申込書の記載事項
　公述しようとする者の氏名、住所、職業、年齢（法人にあっては、その名称及び住所並びにその法人を代表して公述する者の氏名、職名及び年齢）及び事案に対する賛否並びに利害関係を説明する事項

・　公述書の記載事項
　公述しようとする者の氏名及び公述しようとする具体的内容

・　公述書の内容が事案の範囲外にあるか又は他の同類のものがあるときは、公述を申し込んだ者の中から公述人を選定することがある。

・　議事の整理上必要であるときは、公述時間を制限することがある。

・　制限時間、公聴会当日の受付時間及び場所その他必要な事項は、公述を申し込んだ者に直接通知する。

公　告

議　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第８８号

福島県いわき市平上平窪字南町３番地の21
債務者　稲本　英美

1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鍛冶　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第６２号

長崎県南島原市深江町戊3912―150　羽野方、住民票上の住所長崎県南島原市有家町久保21番地１
債務者　林田　和也

1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　正博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月１日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第９０７号

神戸市垂水区東垂水町字菅ノ口703番地の11、従前の住所神戸市垂水区青山台８丁目１番25―505号
債務者　坂本　光次

1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上入佐輝史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月19日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５２３号

兵庫県加古川市加古川町河原10番地の14
債務者　桝本　直美

1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　貴司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月19日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５８号

佐賀県唐津市浜玉町浜崎1669番地10
債務者　内山　忠義

1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　正幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第２０２４号

横浜市都筑区荏田南３丁目１番７―203号
債務者　谷　　陽子

1　決定年月日時　平成22年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳下　明生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月４日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４００号

大分市岩田町３丁目１番17号
債務者　阿南　弘美（旧姓今村・幡本）

1　決定年月日時　平成22年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　裕佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第７５号

三重県多気郡多気町相可台31番地３
債務者　中村　房男

1　決定年月日時　平成22年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第２９５号

埼玉県比企郡小川町大字下里1178番地２
債務者　田端　晴彦

1　決定年月日時　平成22年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南雲　芳夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月29日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２９６号

埼玉県比企郡小川町大字下里1178番地２
債務者　田端　節子

1　決定年月日時　平成22年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南雲　芳夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月29日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２９６号

愛知県丹羽郡大口町奈良子１丁目165番地
債務者　村瀬　義次

1　決定年月日時　平成22年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　亮爾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１７７６号

札幌市豊平区中の島１条９丁目４番18号
カーサ中の島205号
債務者　佐藤　雅昭

1　決定年月日時　平成22年７月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増谷　康博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部